

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

## 目次

◆訓 令 鳥取県職員勤務評定規程

### 訓 令

#### 鳥取県訓令第四号

鳥取県職員勤務評定規程を次のように定める。

昭和五十年十月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県職員勤務評定規程

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条第一項の規定による職員の勤務成績の評定の実施に関しては、この規程の定

めるところによる。

（定義）

第二条 この規程において「勤務評定」とは、職員が割り当てられた職務を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の能力及び適性を評定することをいう。

（適用範囲）

第三条 この規程は、知事の事務部局及び地方労働委員会の事務部局に勤務する職員で、鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）第一条に規定するもの（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第七条の二の規定による管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に適用する。

（勤務評定の種類と時期）

第四条 勤務評定は、定期勤務評定及び特別勤務評定とする。

2 定期勤務評定は、毎年十月一日に前一年の期間について行う。

3 前項の定期勤務評定は、評定者との監督関係にあつた期間（病气その他の理由により勤務しなかつた期間を除く。）が三月に満たない職員については行わない。

4 特別勤務評定は、次に掲げる場合に行う。

一 条件附採用期間中の職員が採用の日から三月を経過した場合

二 前項の規定により定期勤務評定を行わなかつた職員について、その理由が消滅した場合

三 その他特に必要と認める場合

（評定者）

第五条 評定者は、別表のとおりとする。

(勤務評定の方法)

第六条 勤務評定の方法は、別に定める勤務評定実施要領による。

(評定審査者)

第七条 評定審査者は、総務部長とする。

2 評定審査者は、勤務評定を審査し、その内容に疑義を生じたときは、必要な調査をし、これに対する意見その他必要な事項を記録するものとする。

(勤務評定表の取扱い)

第八条 勤務評定表は、公開しない。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和五十年十月一日から施行する。

別表(第五条関係)

評定区分表

所属機関		被評定者	評定者(A)	評定者(B)
係長	総括主計員	課長補佐 室長補佐 室長	課長 青少年室長 部長	課長補佐 出納室長
広報室長				

課長	右以外の職員	部 長	右以外の職員	主計員	企画員	船 長	本 庁
次 長	神戸貿易事務所長	部 長	生活安定対策室参事 船 長 被評定者が課又は室の内部組織に属さない職員にあつては、課長補佐又は室長補佐	主計員	館 長	所 長	係 長
	所 長	所 長	生活安定対策室長	青少年室長	課 長		室長(青少年室長、生活安定対策室長、出納室長及び係を置く室の長を除く。)
							企業診断室長 県営林室長 魚港施設室長 企画調査室長



			水産試験場	林業試験場	蚕業試験場	中小家畜試験場	畜産試験場	野菜試験場	果樹試験場	農業試験場	食品加工研究所	工業試験場	衛生研究所	整肢学園
課	婦	薬科副医	右以外の職員					船分室科課			右以外の職員			
長	長	剤 医						場						
長	長	長 長 長 長						長 長 長 長 長						
事	総	副	船分室科課			場所			婦	係	部	医		
務	婦	院	場						長	長	長	長		
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長		
院			場所						総	事	園			
長			場			所			婦	務				
			長			長			長	長	長			

都市開発事務所			農業経営大学校			農業改良普及所			土木出張所			地方農林振興局			病院					
右以外の職員			課長 補佐			右以外の職員			主 係 課長 補佐			右以外の職員			係 長					
課			課			次			所			所			主 係 課			係 婦 薬科医 課		
長			長			長			長			長			長			長 長 長 長 長		
所 校			所 校						課			所 局			課			婦 院 事務		
長 長			長 長						長			長 長			長			長 長 長		

地方労働委員会 事務局	課	課長	次長	右以外の地方機 関	次 長
	課長補佐	課長	次長	右以外の職員	機 関 の 長
	課長補佐	課長	局長	次長を置かない機関 にあつては、機関の 長	機 関 の 長
	課長	局長	局長		

備考 評定者である参事、次長、課長補佐、統括税務専門員、主計員、企画員、医長又は婦長が二人以上置かれている課若しくは室又は地方機関にあつては、これらの者のうちから課若しくは室又は地方機関の長が指名する者を評定者とする。この場合において、評定者を二名以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならぬ。